

〈日本鍼灸師会 総合賠償保険のご案内 別冊〉

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款

用語の説明

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特別約款および特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特別約款および特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
さ	財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐欺されることを含みません。
し	始期日	保険期間の初日をいいます。
	身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
て	訂正の申出	告知事項 ^(注) について書面をもって訂正を当社に申し出ることによって、第7条(告知義務)(3)③またはこの普通保険約款に付帯される特別約款または特約に規定する訂正の申出をいいます。 (注)告知事項とは、第7条(1)に定める告知事項をいいます。
へ	変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
ほ	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者(注1)の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象、暴動(注2)、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 液体、気体(注3)または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
 - ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(注4)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- (注4) ラジオ・アイソトープには、ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第3条(損害の範囲および支払保険金)

- (1) 当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限りします。

区分	説明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
② 損害防止費用	第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
③ 権利保全行使費用	第23条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第24条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)(1)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

- (2) 当社が、本条(1)①から④までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{本条(1)①から④までの合算額} - \text{保険証券記載の免責金額}$$

- (3) 当社が、本条(1)⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、その全額とします。ただし、本条(1)①の額が支払限度額を超える場合は、本条(1)⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{本条(1)⑥について支払うべき保険金の額}} = \boxed{\text{本条(1)⑥の額}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{本条(1)①の額}}$$

第4条(保険責任の始期および終期)

- (1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- (2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第5条(保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(保険責任のおよぶ地域)

当社は、日本国内(保険証券にこれと異なる国または地域が記載されている場合は、日本国内またはその国もしくは地域とします。以下「証券適用地域」といいます。)において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 証券適用地域外の法令に基づく損害賠償責任
- ② 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

第7条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) 本条(2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条(2)の規定を適用します。
- (5) 本条(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) 本条(5)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (注) 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第8条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- (2) 本条(1)の事実がある場合(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - ② 本条(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合
- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)に規定する手続きを怠った場合には、当社は、本条(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) 本条(4)の規定は、本条(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実とは、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (注2) 本条(1)の事実がある場合には、本条(4)ただし書きの規定に該当する場合を含みません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条(保険契約に関する調査)

当社は、いつでも保険契約に関して必要な事項について、調査することができます。

第11条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条(保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社

が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

（注）未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第14条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第10条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。

（3）本条（1）または（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、本条（3）の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 本条（1）③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

（注1）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

（注2）解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第16条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の精算）

- （1）保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- （2）当社は、保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- （3）当社は、本条（1）および（2）の資料に基づいて算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- （4）この普通保険約款において、賃金、入場者、領収金および売上高の説明は、それぞれ次のとおりとします。

区分	説明
① 賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
② 入場者	保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
③ 領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき金額の総額をいいます。
④ 売上高	保険期間中に、被保険者が販売または提供する商品またはサービスの対価の総額をいいます。

（注）本条（1）および（2）の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第7条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条（通知義務）（1）の事実が発生した場合	次のア. またはイ. のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額（注1）を返還または請求します。 ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）を請求します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \text{未経過日数}$ </div>

	<p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \text{未経過日数}$</p> <p>(イ) $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$</p>
③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	<p>次のア. またはイ. のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> <p>$\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\text{未経過期間に対応する短期料率（注2）}}$</p> <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\left[1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率（注2）}}{365}\right]}$</p> <p>(イ) $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$</p>

(注1) 算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第8条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注2) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第17条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして算出します。

第20条（保険料の返還—取消の場合）

第12条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契

約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）

(1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第7条（告知義務）（2）、第8条（通知義務）（2）、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの普通保険約款に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> <p>$\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$</p>
① 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	<p>次の算式により算出したア. またはイ. のいずれか低い額を返還します。</p> <p>ア. $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率（注）}}{365}\right]$</p> <p>イ. $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$</p>

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、第17条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。

(注) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第22条（追加保険料領収前の事故）

(1) 第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2) 第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行うことを除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条（1）⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

- (1) 当社は、必要と認められた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責

任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を支払保険金の額とします。

- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
⑧ その他当社が第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引い

て保険金を支払います。

- (6) 保険金請求権は、本条（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
(注1) 修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(注2) 写真には、画像データを含みます。

第27条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条（1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

- (3) 本条（2）①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条（2）①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条（2）①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) 本条（1）から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、それによって確認が遅延した期間については、本条（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。
- (5) 本条（4）の場合のほか、被保険者の事情によって当社

が保険金を支払うことができない期間については、本条（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

- (6) 本条（1）から（5）までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日とは、被保険者が第26条（保険金の請求）（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①について保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権は、第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①に対する保険金請求権に限ります。

第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

支払限度額が、第29条（先取特権）（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）②から④までの規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第31条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- （1）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- （2）本条（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- （3）保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において、はり、きゅう、あん摩・マッサージもしくは指圧の業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより、他人（注）の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

（注）他人

その業務の対象となる者をいいます。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

- （1）当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金を支払いません。
- （2）（1）に規定する「発見」とは、被保険者が事故の発生を

最初に認識した時（注1）、または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（注2）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

- （3）同一の原因または事由に起因するすべての事故は、発生した時もしくは場所、発見された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）に規定する「1回の事故」とみなします。なお、この場合の事故は、最初に発見された時にすべて発見されたものとみなします。

（注1）認識した時

認識し得た時を含みます。

（注2）損害賠償請求が提起された時

提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（注1）、自動車（注2）、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任

② 名誉毀損または秘密漏えいによって生じた損害賠償責任

③ 業務の結果を保証することによって加重された損害賠償責任

④ 被保険者が外科手術を行いまたは薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた損害賠償責任

⑤ 被保険者が、あん摩・マッサージ・指圧師の場合は、医師の同意を得ずに脱臼または骨折の患部に施術を行ったことによって生じた損害賠償責任

- （2）当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の業務の遂行につき、所定の資格を有しない場合には、その業務の遂行に起因して被保険者が被る損害に対して、保険金を支払いません。

（注1）車両

原動力が専ら人力であるものを含みます。

（注2）自動車

原動機付自転車を含みます。

第4条（事故発見時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）②に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第5条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限りこれを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合を除きます。

第6条（読み替え規定）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第5条（保険料の払込方法）（2）の規定中「始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「始期日から保険料領収までの間に発見された事故による損害」

② 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」

③ 第7条（5）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」

④ 第7条（6）の規定中「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条（2）に

規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」

- ⑤ 第8条（通知義務）（4）の規定中「変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」とあるのは「変更届出書を受領するまでの間に発見された事故」
- ⑥ 第8条（5）の規定中「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故が本条（1）の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条（3）の規定中「本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害」とあるのは「本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後に発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「追加保険料領収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収までの間に発見された事故による損害」

第7条（サイバーインシデントの取扱い）

- （1）当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、（1）の規定を適用しません。
- （3）本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 （ア）ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 （イ）コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）（ア）および（イ）以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、障害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入力する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第8条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

施設危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者がはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の業務を遂行するため所有、使用もしくは管理する保険証券に記載された施設もしくは設備（以下「施設」といいます。）または業務の遂行によって保険期間中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事によって生じた損害賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車（注1）または施設外における船舶もしくは車両（注2）の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- ③ 業務の遂行にあたり発生したその業務の対象となる者の身体の障害によって生じた損害賠償責任

（注1）自動車

原動機付自転車を含みます。

（注2）船舶もしくは車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力である場合を除きます。

第3条（特別約款の適用除外）

この特約については、特別約款第6条（読み替え規定）の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

対象業務に関する特約

第1条（業務の範囲）

この保険契約において、施設危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）の業務には、日本国内において被保険者が行う地域支援事業における介護予防事業業務および指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に規定する「機能訓練指導員」としての業務を含むものとします。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

被害者治療費等補償特約

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
い	医師	被害者以外の医師をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ^(注) を除きます。 (注) 医学的他覚所見のないものとは、被害者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
し	重度後遺障害	後遺障害のうち、別表1に記載するものをいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	治療費等	原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実負担した次のいずれかに該当する費用をいい、通常要する費用に限ります。ただし、賠償責任保険普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）④に規定する費用を含みません。 ① 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 ② 被害者が重度後遺障害を被った場合 ^(注) において、その原因となった身体の障害の治療に要した費用 ③ 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 ④ 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。 (注) 重度後遺障害を被った場合には、被るおそれのある場合を含みます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療 ^(注) による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 (注) オンライン診療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	被害者	賠償責任保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、身体の障害を被った他人をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約に付帯される施設危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、保険期間中に賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生し、身体の障害を被った者（以下「被害者」といいます。）がその身体の障害を直接の原因

としてその事故の日からその日を含めて180日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り^(注)、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、治療費等保険金を支払います。

(注) 重度後遺障害を被った場合には、重度後遺障害を被るおそれのある場合を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等に対しては、治療費等保険金を支払いません。

- ① 治療費等を受け取るべき者^(注)の故意
- ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者^(注)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 治療費等を受け取るべき者^(注)と生計を共にする同居の親族または別居の未婚の子の行為
- ④ 被害者の心神喪失
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
- ⑥ はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務の遂行

(注) 治療費等を受け取るべき者には、被害者を含みます。

第3条（損害賠償金との関係）

この特約により治療費等保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第4条（支払限度額）

- (1) 当社がこの特約により支払うべき治療費等保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき被害者1名について、別表2に記載する金額を限度とします。

治療費等保険金の額	=	治療費等の額
-----------	---	--------

- (2) 当社がこの特約により支払うべき治療費等保険金の額は、1回の事故および保険期間中につき別表3に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた治療費等保険金が第3条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた治療費等保険金の額から除くものとします。

第5条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 治療費等について他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が治療費等の額^(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注1)を治療費等保険金の額とします。
- (2) 治療費等について他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、治療費等の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を治療費等保険金の額とします。

区分	治療費等保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	治療費等の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した治療費等に関して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 治療費等の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条 (治療費等保険金の請求)

- (1) 当社に対する治療費等保険金の請求権は、被保険者が治療費等を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が治療費等保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 治療費等の請求書または見積書等、治療費等の発生を証明する書類
② 医師の診断書
③ 被害者またはその法定相続人の受領証等、治療費等の支払を証明する書類

- (3) 治療費等保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条 (普通保険約款の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「治療費等」と読み替えて適用します。
- (2) この特約については、普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中、「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは、「第26条(保険金の請求)(3)および被害者治療費等補償特約第6条(治療費等保険金の請求(2))」と読み替えて適用します。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

別表1 重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したものと ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したものと ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したものと
第2級	① 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼または言語の機能を廃したものと ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの

別表2 1回の事故につき被害者1名についての支払限度額

区分	支払限度額
被害者が死亡した場合	50万円
被害者が重度後遺障害を被った場合(被るおそれのある場合を含みます。)	50万円
被害者が入院した場合	10万円
被害者が通院した場合	3万円

別表3 1事故限度額および保険期間中についての支払限度額

1事故限度額および保険期間中限度額は、次のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
① 特別約款の身体障害の1事故限度額
② 1,000万円

財物損壊補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ指圧師特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のほか、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内においてはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ指圧師特別約款の業務(以下「業務」といいます。)を遂行することにより、財物の損壊(以下「事故」といいます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して保険金を支払います。
- (2) この保険契約に柔道整復業務補償特約を付帯している場合は、当社はこの特約の第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のほか、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において柔道整復の業務(以下「業務」といいます。)を遂行することにより、財物の損壊(以下「事故」といいます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改築、取壊し等の工事に起因する損害
- ② 給排水管、暖冷房装置、温度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏れもしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏れもしくははいつ出による損害
- ③ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害

第3条 (支払限度額)

当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①から④までに規定する損害賞金および費用の合計額について1回の事故につき、別表記載のプランのうち、被保険者が選択したプランに適用される支払限度額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表

プラン	1事故	期間中
A	1億円	3億円
B	5,000万円	1.5億円
C	3,000万円	9,000万円
D	2,000万円	6,000万円
E	1,000万円	3,000万円

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いつる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

追加被保険者特約（鍼灸業務用）（オプション）

第1条（追加被保険者）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特別約款にいう被保険者には、保険証券に記載された記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者を追加被保険者として含めるものとします。ただし、記名被保険者のはり、きゅう、あん摩・マッサージもしくは指圧業務を遂行することにより、追加被保険者が損害（注）を負担する場合に限りです。

（注）損害には普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害の他、この保険契約に付帯される特約に規定する損害や費用も含まれます。

第2条（支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約に規定する保険金を支払わない場合の適用については、被保険者ごとに個別に行うこととします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

柔道整復師オプション

柔道整復業務補償特約（オプション）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において柔道整復業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより他人（注）の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注）他人

その柔道整復行為の対象となる者をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款（以下「特別約款」といいます。）に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 美容を唯一の目的とする柔道整復行為によって生じた損害賠償責任
- ② 柔道整復の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ③ 所定の免許を有しない者が遂行した柔道整復行為によって生じた損害賠償責任
- ④ 被保険者が、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ずに、脱臼または骨折の患部に施術をすることによって生じた損害賠償責任

第3条（支払限度額）

- （1）当社がこの特約により支払う保険金の額は、保険証券に記載された業務危険の支払限度額を限度とします。
- （2）本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された保険期間中支払限度額に含まれるものとします。

第4条（1事故の定義）

- （1）支払限度額または免責金額の適用において1事故とは、同一原因または事由によって生じた一連の事故をいいます。
- （2）同一被障害者に対して行った一連の柔道整復行為は、本条（1）に規定する同一原因または事由にあたるものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

追加被保険者特約（柔道整復業務用）（オプション）

第1条（追加被保険者）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特別約款にいう被保険者には、保険証券に記載された記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者を追加被保険者として含めるものとします。ただし、記名被保険者の柔道整復業務を遂行することにより、追加被保険者が損害（注）を負担する場合に限りです。

(注) 損害には普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害の他、この保険契約に付帯される特約に規定する損害や費用も含まれます。

第2条(支払限度額)

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約に規定する保険金を支払わない場合の適用については、被保険者ごとに個別に行うこととします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

サイバーリスク補償オプション

専門事業者賠償責任保険普通保険約款

用語の説明

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

用語	説明
い 一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為 ^(注) またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。 (注)同一の行為には、複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。
き 記名被保険者	この保険契約の保険証券の記名被保険者の欄に記載された者をいいます。
け 継続契約	専門事業者賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約(以下「専門事業者賠償責任保険契約」といいます。)の保険期間の終了日 ^(注) を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする専門事業者賠償責任保険契約をいいます。 (注)保険期間の終了日とは、その専門事業者賠償責任保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。
し 始期日	保険期間の初日をいいます。
し 初年度契約	継続契約以外の専門事業者賠償責任保険契約をいいます。
そ 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟 ^(注1) によって生じた費用 ^(注2) で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。 (注1)争訟とは、訴訟、調停、和解または仲裁等を含みます。 (注2)争訟によって生じた費用には、被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。
た 他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

て 訂正の申出	告知事項 ^(注) について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第12条(告知義務)(3)③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。 (注)告知事項とは、第12条(1)に定める告知事項をいいます。
は 犯罪行為	刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。
へ 変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
ほ 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金 ^(注) の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注)倍額賠償金には、類似するものを含みます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
ま 満期日	保険期間の末日をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が保険証券記載の業務(以下「業務」といいます。)につき行った行為(不作為を含みます。以下「行為」といいます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第2条(被保険者)

- (1) この保険契約において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員または使用人
 - ③ 記名被保険者の役員または使用人であった者
- (2) 本条(1)②および③に定める者については、記名被保険者の役員または使用人として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

第3条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動^(注1)、労働争議または騒擾(じょう)
- ② 地震、噴火、洪水または津波
- ③ 核物質の危険性^(注2)または放射能汚染^(注3)
- ④ 次のいずれかの事由
 - A. 汚染物質^(注4)の排出、流出、いつ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質^(注4)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
- ⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物^(注5)の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用
(注1)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注2)核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。
- (注3)放射能汚染は、形態を問いません。
- (注4)汚染物質とは、固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。
- (注5)被保険者が製造、製作または販売した財物には、それが他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者の犯罪行為^(注1)
 - ② 被保険者の故意または重過失による法令違反
 - ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識^(注2)しながら行った行為
 - ④ 業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
 - ⑤ 業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
 - ⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行
 - ⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。
 - ⑧ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。
 - ⑨ 被保険者が得たまたは請求した報酬
- (注1)犯罪行為には、過失犯を含みません。
- (注2)認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 身体の障害^(注1)または精神的苦痛に対する損害賠償請求
- ② 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀(き)損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求
- ③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^(注2)に対する損害賠償請求
- ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
- ⑤ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
- ⑥ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ⑦ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求

- (注1)身体の障害とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- (注2)財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた^(注)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (注)知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第7条（損害の範囲）

当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限り、

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用

第8条（支払保険金）

(1)当社は、損害の合計額が、一連の損害賠償請求につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left[\frac{\text{損害の合計額} - \text{保険証券記載の免責金額}}{\text{損害の合計額}} \right] \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}}$$

- (2)当社がこの保険契約で支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度とします。また、第28条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の支払限度額が適用されるものとします。
- (3)当社は、争訟費用を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。争訟費用は損害の一部であり、本条(1)および(2)の規定が適用されるものとします。

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1)この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- (2)本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第10条（保険料の払込方法）

- (1)保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2)保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害賠償請求がなされる前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア.当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ.保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (4) 本条(2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条(2)の規定を適用します。
 - (5) 本条(2)の規定による解除が損害賠償請求がなされた後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (6) 本条(5)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。
- (注)当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第13条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。

- (2) 本条(1)の事実がある場合^(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - ② 本条(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合
 - (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときは除きます。
 - (5) 本条(4)の規定は、本条(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。
- (注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実は、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (注2) 本条(1)の事実がある場合には、本条(4)ただし書きの規定に該当する場合を含みません。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約に関する調査）

当社は、いつでも保険申込書の記載事項または保険契約に関して必要なその他の事項について、調査することができます。

第16条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第17条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料^(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第19条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第15条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。

- ② 保険契約者が第23条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第20条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注2)することができます。

(3) 本条(1)または(2)の規定による解除が損害賠償請求がなされた後になされた場合であっても、第21条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から④までの事由または本条(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 本条(1)③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(注2) 解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第21条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条(保険料の精算)

(1) 保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められている場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2) 当社は、保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

(3) 当社は、本条(1)および(2)の資料に基づいて算出された保険料(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注) 本条(1)および(2)の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第23条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第12条(告知義務)(1)により届けられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第13条(通知義務)(1)の事実が発生した場合	<p>次のア.またはイ.のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額(注1)を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)を請求します。</p> $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$</p> <p>(イ) $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$</p>
③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	<p>次のア.またはイ.のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過期間に対応する短期料率(注2)}}{1}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した(ア)または(イ)のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率(注2)}}{1}$</p> <p>(イ) $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$</p>

(注1) 算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第13条(通知義務)(1)の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注2) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第24条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第22条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第25条（保険料の返還—取消の場合）

第17条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）

(1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料が分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第12条（告知義務）(2)、第13条（通知義務）(2)、第19条（当社による保険契約の解除）、第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア.またはイ.のいずれか低い額を返還します。 (ア) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left[\frac{\text{既経過期間}}{1 - \text{対応する短期料率}} \right]$ (イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、第22条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

(3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約が解約または解除となる場合において、既経過期間中に保険金を支払うべき損害賠償請求がなされていたときは、当社は、保険金相当額に対応する保険料を返還しません。

(注) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

(1) 第23条（保険料の返還または請求—告知義務—通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第19条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2) 第23条（保険料の返還または請求—告知義務—通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に従い、保険金を支払います。

第28条（損害賠償請求等の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対してなされたすべての損害賠償請求を遅滞なく当社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2)に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況とは、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。

第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

損害賠償請求がなされた時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
③ 損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について遅滞なく当社に通知すること。	
⑤ 上記①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)⑤の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第30条（争訟費用および法律上の損害賠償金）

(1) 被保険者は、あらかじめ当社の同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。

(2) 被保険者が正当な理由なく本条(1)の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 当社は、この保険契約によって防衛の義務を負担するものではありません。

第31条（損害賠償請求解決のための協力）

(1) 当社は、当社が必要と認めた場合には、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての訴訟、調停、和解、仲裁または調査につき、被保険者に協力することができるものとする。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の当社の求めに応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注1)を支払保険金の額とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第33条（保険金の請求）

(1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。

(2) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとする。

(3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	保険金請求書
②	当社の定める事故状況報告書

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

④ 争訟費用の請求に関しては、争訟費用の額を示す見積書または請求書^(注)

⑤ その他当社が第34条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当社は、損害賠償請求の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に違反した場合は本条(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 保険金請求権は、本条(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 争訟費用の額を示す見積書または請求書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第34条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および損害賠償請求と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) 本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとする。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の原因、損害の内容もしくは原因となる事由と損害の因果関係が過去の事例に鑑みて特殊である場合または同一の原因もしくは事由に基づき多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

- (3) 本条(2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) 本条(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、本条(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。
- (5) 本条(4)の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。
- (6) 本条(1)から(5)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日とは、被保険者が第33条(保険金の請求)(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第35条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 上記①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して引渡されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第36条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、法律上の損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権は、法律上の損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第37条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する義務を負うものとします。

第38条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

サイバーセキュリティ特約

用語の説明

この保険契約において使用される用語の説明は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。ただし、この保険契約に付帯される他の特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

用語	説明
き 企業情報	特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報をいいます。
け 権利保全行使費用	専門事業者賠償責任保険普通保険約款第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)②に規定する手続に必要かつ有益であると当社が認めた費用をいいます。
こ 個人情報	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。
こ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。
さ サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、障害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為

し	使用人等	雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、その使用者の業務に従事する者をいい、従業員、短時間労働者 ^(注1) 、契約社員、準社員、嘱託、非常勤・臨時社員、出向契約に基づき他の事業者から記名被保険者に出向してきている者、労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者に派遣された労働者、またはこれらの地位にあった者を含みます。また、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、雇用の形態にかかわらず派遣を目的としてその事業者に登録された者 ^(注2) を含みます。 (注1)短時間労働者とは、パートタイム労働者、アルバイト等をいいます。 (注2)登録された者には、登録されていた者を含みます。
	情報	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 個人情報 ② 企業情報 ③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報
	人格権侵害	名誉毀(き)損、プライバシーの侵害、差別 ^(注1) 、虚偽告訴、侮辱もしくは信用毀(き)損または氏名権 ^(注2) 、肖像権 ^(注3) もしくはパブリシティ権 ^(注4) の侵害をいいます。 (注1)差別には、不正取引行為を含みません。 (注2)氏名権とは、自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。 (注3)肖像権とは、自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。 (注4)パブリシティ権とは、経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。
そ	訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用 ^(注) であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。 ① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥ 増設したコピー機の賃借費用 (注)費用は、通常要する費用に限ります。
て	電子情報	コンピュータシステムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。
ほ	本人	情報によって識別される特定の者をいいます。
や	役員	会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。
ろ	漏えい	次のいずれかに該当する者以外の者に知られた ^(注1) ことをいいます。ただし、保険契約者または被保険者が知らせる意図をもって知らせた場合を除きます。 ① 本人 ② 保険契約者 ③ 記名被保険者 ④ 上記②および③の者の業務 ^(注2) の全部またはその一部を受託している者 ⑤ 上記①から④までの者の役員および使用人等 (注1)知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 (注2)業務は、その情報を取り扱う業務に限ります。

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故(以下「事故」といいます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ア.記名被保険者が自らの業務遂行^(注1)の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報^(注2)
 - イ.記名被保険者が自らの業務遂行^(注1)の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報^(注3)
 - ② 上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由
 - ア.他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
 - イ.他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
 - ウ.他人の人格権侵害または著作権侵害
 - エ.その他不測かつ突発的な事由による他人の損失
- (注1)業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。
(注2)所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。
(注3)管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。

第2条 (被保険者)

- (1)この保険契約において、被保険者とは、普通保険約款第2条(被保険者)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員
- (2)本条(1)②に定める者については、記名被保険者の役員として行つたまたは行つた行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1)当社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)から第6条(保険金を支払わない場合—その4)までの保険金を支払わない場合の規定のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。
 - ① 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
 - ② 国または公共団体の公権力の行使^(注1)
 - ③ 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。
 - ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
 - ② 違約金^(注2)
 - ③ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
 - ④ 株主代表訴訟
 - ⑤ 企業その他組織の信用毀(き)損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
 - ⑥ 業務の履行の追完または再履行のために要する費用^(注3)
 - ⑦ 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用

(注1)国または公共団体の公権力の行使には、法令等による規制または要請を含みます。
(注2)違約金は、被保険者が支出したと否とを問いません。
(注3)費用には、追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含み、被保険者が支出したと否とを問いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
- ② 履行不能または履行遅滞^(注1)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ③ 被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞^(注1)を避けることを目的として行った不完全履行^(注2)
- ④ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑤ 人工衛星^(注3)の損壊または故障
- ⑥ 被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
 ア.業務の対価^(注4)の見積もりまたは返還
 イ.業務の対価の過大請求
 ウ.業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
 エ.業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
- ⑦ 商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑧ 記名被保険者が金融機関^(注5)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為
 ア.コンピュータシステムにおける資金^(注6)の移動
 イ.預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
- ⑨ 暗号資産^(注7)の取引
- ⑩ 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害
 ア.電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
 イ.ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
 ウ.熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者
 エ.水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者

(2) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

- ① 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム^(注8)の所有、使用または管理
- ② 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- ③ 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報

(注1) 履行不能または履行遅滞には、類似のものを含みます。
 (注2) 履行不能または履行遅滞^(注1)を避けることを目的として行った不完全履行には、履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。
 (注4) 業務の対価は、販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。

(注5) 金融機関には、次のいずれかに該当する者を含みます。

- ① 決済代行会社（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。）
- ② 金融商品取引所（暗号資産交換業を含みます。）
- ③ 信用保証協会

(注6) 資金には、電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。

(注7) 暗号資産とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。

(注8) 他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

第5条（損害の範囲および支払保険金）

(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、普通保険約款第7条（損害の範囲）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって生じる損害を含みます。

- ① 権利保全行使費用
- ② 訴訟対応費用

(2) 普通保険約款第8条（支払保険金）(1)の規定にかかわらず、当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額の合計額} \times \text{保険証券記載の免責金額}$$

(3) 当社が訴訟対応費用に対して支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求につき1,000万円、保険期間中につき1,000万円を限度とします。

(4) 普通保険約款第8条（支払保険金）(2)および本条(2)の規定は、本条(1)に規定する損害の額の合計に対して適用します。

(5) 当社は、権利保全行使費用および訴訟対応費用を保険証券に記載された支払限度額に加算して支払うものではありません。権利保全行使費用および訴訟対応費用は損害の一部であり、本条(4)の規定が適用されるものとします。

第6条（保険期間と保険責任の関係）

(1) この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた^(注)ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた^(注)ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

第7条（保険金を支払わない場合の適用除外）

(1) この保険契約においては、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）①から③までの規定は、記名被保険者の使用人等の行った行為に対しては、適用しません。

(2) この保険契約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第5条（保険金を支払わない場合—その3）①	身体の障害 ^(注1) または精神的苦痛	身体の障害 ^(注1)
② 第5条②	誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀(き)損もしくは人格権侵害または情報の漏えい	被保険者による誹謗または中傷による名誉毀(き)損または人格権侵害
③ 第5条④	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害	特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害

(3) この保険契約においては、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合—その3）⑤および⑦ならびに普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合—その4）①の規定は適用しません。

第8条（保険料算出の基礎）

(1)この保険契約において、記名被保険者が次表「区分」のいずれかに該当する場合は、第9条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）、第10条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)および第11条（保険料の返還—解約または解除の場合）(2)ならびに普通保険約款第22条（保険料の精算）(1)の規定中「領収金または売上高」とあるのを、次表「算出の基礎」のとおり読み替えて適用します。

区分	算出の基礎
① 記名被保険者が銀行業、協同組織金融業または農林水産金融業である場合	経常収益
② 記名被保険者が生命保険代理業または損害保険代理業である場合	取扱手数料
③ 記名被保険者が学校教育を行う場合	納付金、手数料および寄付金の合計額
④ 記名被保険者が生活共同組合連合会または生活協同組合である場合	供給高
⑤ 記名被保険者が健康保険組合である場合	経常収入
⑥ 記名被保険者が年金基金である場合	年金経理の掛金収入
⑦ 記名被保険者が労働組合である場合	組合費収入
⑧ 記名被保険者が交通安全協会、社会福祉協議会または青年会議所である場合	収入合計
⑨ 記名被保険者が信用保証協会である場合	保証料収入
⑩ 記名被保険者が指定管理者 ^(注1) である場合	指定管理業務にかかる収入合計

(2)この保険契約に保険料確定特約（専門事業者用）が付帯されている場合は、同特約第1条（保険料算出の基礎）の規定にかかわらず、この保険契約の保険料を定めるために用いる算出の基礎を次表のとおり読み替えて、同特約の規定を適用します。

区分	算出の基礎
① 記名被保険者が銀行業、協同組織金融業または農林水産金融業である場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) の経常収益 イ.保険契約締結時にア.に規定する「経常収益」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の経常収益
② 記名被保険者が生命保険代理業または損害保険代理業である場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) の取扱手数料 イ.保険契約締結時にア.に規定する「取扱手数料」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の取扱手数料
③ 記名被保険者が学校教育を行う場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) において、記名被保険者が行った仕事の全売上高等のうち、納付金、手数料および寄付金の合計額 イ.保険契約締結時にア.に規定する「納付金、手数料および寄付金の合計額」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の納付金、手数料および寄付金の合計額
④ 記名被保険者が生活共同組合連合会または生活協同組合である場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) の供給高 イ.保険契約締結時にア.に規定する「供給高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の供給高
⑤ 記名被保険者が健康保険組合である場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) の経常収入 イ.保険契約締結時にア.に規定する「経常収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の経常収入

⑥ 記名被保険者が年金基金である場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) の年金経理の掛金収入 イ.保険契約締結時にア.に規定する「年金経理の掛金収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の年金経理の掛金収入
⑦ 記名被保険者が労働組合である場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) の組合費収入 イ.保険契約締結時にア.に規定する「組合費収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の組合費収入
⑧ 記名被保険者が交通安全協会、社会福祉協議会または青年会議所である場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) の収入合計 イ.保険契約締結時にア.に規定する「収入合計」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の収入合計
⑨ 記名被保険者が信用保証協会である場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) の保証料収入 イ.保険契約締結時にア.に規定する「保証料収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の保証料収入
⑩ 記名被保険者が①から⑨まで以外の場合	ア.保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) の売上高 イ.保険契約締結時にア.に規定する「売上高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の売上高

(注1) 指定管理者とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）第3項に規定する指定管理者をいいます。

(注2) その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとします。

第9条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

当社は、普通保険約款第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 普通保険約款第12条（告知義務）(1)により上げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 普通保険約款第13条（通知義務）(1)の事実が発生した場合	<p>次のア.またはイ.のとおりとします。ただし、この保険契約に保険料確定特約（専門事業者用）が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険料の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額^(注1)を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額^(注1)を請求します。</p> $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \text{未経過月数}^{(注2)}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額^(注1)のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注3)}}{12} \right]$</p> <p>(イ) $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$</p>

<p>③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p>	<p>次のア.またはイ.のとおりとします。ただし、この保険契約に保険料確定特約(専門事業者用)が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア.変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します</p> $\left[\begin{array}{c} \text{変更前の保険料} \\ \text{と変更後の保険} \\ \text{料との差額} \end{array} \right] \times \frac{\text{未経過月数}^{(注2)}}{12}$ <p>イ.変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した(ア)または(イ)のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\left[\begin{array}{c} \text{変更前の保険料} \\ \text{と変更後の保険} \\ \text{料との差額} \end{array} \right] \times \left[1 - \frac{\text{既経過} \\ \text{月数}^{(注3)}}{12} \right]$</p> <p>(イ) $\left[\begin{array}{c} \text{既に払い込ま} \\ \text{れた保険料} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{保険証券記載の} \\ \text{最低保険料} \end{array} \right]$</p>
--	--

(注1)算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款第13条(通知義務)(1)の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注2)未経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3)既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条(保険料の返還—無効または失効の場合)

(1)当社は、普通保険約款第24条(保険料の返還—無効または失効の場合)(1)の規定にかかわらず、保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第16条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\left[\begin{array}{c} \text{既に払い込ま} \\ \text{れた保険料} \end{array} \right] \times \left[1 - \frac{\text{既経過} \\ \text{月数}^{(注)}}{12} \right]$

(2)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料確定特約(専門事業者用)が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第22条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(注)既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第11条(保険料の返還—解約または解除の場合)

(1)当社は、普通保険約款第26条(保険料の返還—解約または解除の場合)(1)の規定にかかわらず、保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 普通保険約款第12条(告知義務)(2)、同第13条(通知義務)(2)、同第19条(当社による保険契約の解除)、同第20条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)またはこの保険契約に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\left[\begin{array}{c} \text{既に払い込ま} \\ \text{れた保険料} \end{array} \right] \times \left[1 - \frac{\text{既経過} \\ \text{月数}^{(注)}}{12} \right]$

<p>② 普通保険約款第18条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合</p>	<p>次の算式により算出したア.またはイ.のいずれか低い額を返還します。</p> <p>ア. $\left[\begin{array}{c} \text{既に払い込ま} \\ \text{れた保険料} \end{array} \right] \times \left[1 - \frac{\text{既経過} \\ \text{月数}^{(注)}}{12} \right]$</p> <p>イ. $\left[\begin{array}{c} \text{既に払い込ま} \\ \text{れた保険料} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{保険証券記載} \\ \text{の最低保険料} \end{array} \right]$</p>
--	--

(2)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料確定特約(専門事業者用)が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第22条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。

(注)既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第12条(事故の通知)

(1)保険契約者または被保険者は、事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。

- ① 事故が発生した日^(注)
- ② 事故の発生を知った日
- ③ 事故の内容
- ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
- ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
- ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報の受領日および内容

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由なく本条(1)に規定する通知を行わない場合または本条(1)の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3)本条(1)の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条(損害賠償請求等の通知)(2)に規定する通知がなされたものとみなします。

(注)事故が発生した日は、複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

第13条(損害賠償請求等の通知)

普通保険約款第28条(損害賠償請求等の通知)(2)の規定により保険期間中に当社になされた通知については、この保険契約の終了^(注)後5年以内に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。

(注)保険契約の終了とは、失効、解約または解除の場合、その失効、解約または解除の日とします。

第14条(保険金の請求)

(1)当社に対する権利保全行使費用または訴訟対応費用についての保険金の請求権は、権利保全行使費用または訴訟対応費用を支出した時から発生し、これを行使することができます。

(2)被保険者が本条(1)の保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)に定める書類または証拠のほか、権利保全行使費用もしくは訴訟対応費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

(3)本条(1)の保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条(普通保険約款の読み替え)

この保険契約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第4条(保険金を支払わない場合—その2)	事由または行為に起因する損害	事由または行為によって生じた事故に起因する損害
② 第10条(保険料の払込方法)(2)	保険料領収までの間になされた損害賠償請求	保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故

サイバーセキュリティ拡張補償特約

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、サイバーセキュリティ特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
い	1回の事故	情報セキュリティ事故の発生した時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の情報セキュリティ事故をいいます。なお、一連の情報セキュリティ事故は、最初に情報セキュリティ事故を被保険者が知った時にすべての情報セキュリティ事故を知ったものとみなします。
く	クレジット情報モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りません。
け	継続契約	この特約においては、プロテクト費用補償保険契約の保険期間の終了日 ^(注) を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするプロテクト費用補償保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了日は、そのプロテクト費用補償保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。
こ	広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限りません。 ① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
	公的調査	公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。
	公的調査対応費用	情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいいます。 ① 公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ^(注) ③ 公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④ 公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤ 公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りません。 (注) 通信費用には、文書の作成代および封筒代を含みます。
	コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をい、個人情報漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りません。
	コンピュータシステム等復旧費用	情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊(暗号化等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りません。

③ 第11条(保険責任のおよぶ地域)	被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害	被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害
④ 第12条(告知義務)(3)③	損害賠償請求がなされる前に	事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に
⑤ 第12条(5)	損害賠償請求がなされた後に	事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
⑥ 第12条(6)	本条(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求	本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故
⑦ 第13条(通知義務)(4)	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求	変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故
⑧ 第13条(5)	本条(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求	本条(1)の事実に基づかずに発生した事故
⑨ 第20条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)	損害賠償請求がなされた後に なされた損害賠償請求による損害	事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に 発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故に起因する損害
⑩ 第27条(追加保険料領収前の損害賠償請求)(1)および(2)	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求	追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故
⑪ 第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)	損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合	損害賠償請求がなされるおそれのある状況(事故の発生またはそのおそれを含みます。)を知った場合
⑫ 第33条(保険金の請求)(4)	損害賠償請求の内容	事故もしくは損害賠償請求の内容
⑬ 第34条(保険金の支払)(1)①および②⑤	損害賠償請求の原因	事故または損害賠償請求の原因
⑭ 第34条 ^(注1)	第33条(保険金の請求)(3)の規定による手続	第33条(保険金の請求)(3)およびサイバーセキュリティ特約第14条(保険金の請求)の規定による手続

第16条(普通保険約款の適用除外)

この保険契約については、普通保険約款第26条(保険料の返還—解約または解除の場合)(3)の規定を適用しません。

第17条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

こ	コンピュータシステム等復旧費用	<p>① コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器^(注1)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる復旧費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>② 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用^(注2)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用^(注3)および撤去費用</p> <p>③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用</p> <p>(注1)サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器には、携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯式電子事務機器ならびにこれらの付属品を含みません。</p> <p>(注2)代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。</p> <p>(注3)仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。</p>
さ	サイバー攻撃調査費用	サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関 ^(注) による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を含みます。 (注)外部機関には、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者を含みません。
	再発防止費用	同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
	作業場	主たる仕事または工事を行っている場所であって、不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。
し	事故解決期間	記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、プロテクト費用補償条項第6条(情報セキュリティ事故発生の通知)に規定する通知を当社が受領した日の翌日から起算して1年が経過した日に終わる期間をいいます。
	事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
	事故対応費用	<p>情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用^(注1)をいいます。ただし、サイバーセキュリティ特約で支払われる費用を除きます。</p> <p>① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用^(注2)</p> <p>② 通信業務のコールセンター会社への委託費用</p> <p>③ 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>④ 事故対応により生じる出張費および宿泊費</p> <p>⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用</p> <p>(注1)費用には、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。</p> <p>(注2)通信費用には、文書の作成代および封筒代を含みます。</p>

し	施設	記名被保険者が所有、使用または管理するすべての施設をいいます。
	自動車	自動車または原動機付自転車をいいます。
	受託物	<p>次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 被保険者が第三者から借用中の財物^(注1)</p> <p>② 被保険者に支給された資材・商品等の財物^(注2)</p> <p>③ 上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等^(注3)を目的として、被保険者が受託している財物</p> <p>④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物</p> <p>(注1)借用中の財物には、レンタル、リース等による財物を含みます。</p> <p>(注2)被保険者に支給された資材・商品等の財物には、仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。</p> <p>(注3)加工、修理、点検等には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。</p>
	情報セキュリティ事故	<p>記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。</p> <p>① サイバーセキュリティ特約第1条(保険金を支払う場合)①に規定する事由</p> <p>② サイバーセキュリティ特約第1条(保険金を支払う場合)②に規定する事由。ただし、下記③または④に該当する場合を除きます。</p> <p>③ 賠償損害拡張補償条項第1条(保険金を支払う場合)①に規定する事由</p> <p>④ 賠償損害拡張補償条項第1条(保険金を支払う場合)②に規定する事由</p> <p>⑤ この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合に限り、IT業務特約第1条(保険金を支払う場合)に規定する事由。ただし、上記①から④までに該当する場合を除きます。</p> <p>⑥ 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、上記①から⑥までに該当する場合を除きます。</p> <p>⑦ 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ。ただし、上記①から⑥までに該当する場合を除きます。</p>
	初年度契約	継続契約以外のプロテクト費用補償保険契約をいいます。
そ	措置	情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間内に実際に講じられた処置をいいます。ただし、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合は、日本国内において実際に講じられた処置に限ります。
て	テロ行為等	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。
ひ	被害拡大防止費用	<p>情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。</p> <p>① ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用</p> <p>② 情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害^(注)の拡大防止に必要なかつ有益な費用</p> <p>(注)風評被害は、インターネットによるものに限ります。</p>
ふ	プロテクト費用補償保険契約	プロテクト費用補償条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害を補償する当社との保険契約をいいます。

ほ	法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
み	見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品 ^(注1) の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額 ^(注2) は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。 ① 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ② 被害者が個人の場合 1名につき1,000円。ただし、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち③の被害者については、100,000円とします。 (注1)見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。 (注2)見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。

第1章 賠償損害拡張補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この補償条項により、専門事業者賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第5条(保険金を支払わない場合—その3)①および③ならびにサイバーセキュリティ特約第7条(保険金を支払わない場合の適用除外)(2)①にかかわらず、サイバーセキュリティ特約第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故のほか、次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害^(注1)
 - ② サイバー攻撃に起因する他人の財物^(注2)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(以下「損壊」といいます。)
- (注1)身体の障害とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
(注2)財物とは、財産的価値を有する有体物をいいます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)から第6条(保険金を支払わない場合—その4)、サイバーセキュリティ特約第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)の規定のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- ② 液体、気体^(注1)もしくは固体の排出、流出またはいっそう
- ③ 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
ア.石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引
イ.石綿等への曝露による疾病
ウ.石綿等の飛散または拡散
- ④ 次のいずれかの所有、使用または管理
ア.航空機
イ.パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球
ウ.自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。

(ア)販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。

(イ)出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。

エ.施設外における船舶または車両^(注2)。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。

⑤ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為

ア.身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。

イ.医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。

ウ.はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

エ.上記ア.からウ.までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

⑥ テロ行為等

(注1)気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。

(注2)船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

第3条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)⑥およびサイバーセキュリティ特約第3条(保険金を支払わない場合—その1)(2)⑦の規定は、第1条(保険金を支払う場合)②に規定する事由により損壊した財物に対するものについては、適用しません。

第4条 (構内専用車危険補償)

(1)当社は、第2条(保険金を支払わない場合)④ウ.の規定にかかわらず、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のうち、作業場内および施設内における自動車の所有、使用または管理に起因する損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。

(2)当社は、第2条(保険金を支払わない場合)④エ.の規定にかかわらず、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のうち、作業場内における車両^(注1)の所有、使用または管理に起因する損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。

(3)当社は、第2条(保険金を支払わない場合)④ウ.およびエ.の規定にかかわらず、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のうち、自動車もしくは車両^(注1)の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。

(4)当社は、被保険者が自動車または車両^(注1)を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条(3)に規定する損害を除きます。

(5)当社は、普通保険約款第32条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)の規定にかかわらず、本条(1)から(3)までに規定する損害が発生した場合において、その自動車または車両^(注1)について自動車損害賠償責任保険^(注2)の契約を締結すべきもしくは締結されているとき、または自動車保険^(注3)契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険^(注2)契約および自動車保険^(注3)契約により支払われるべき保険金^(注4)の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(6) 本条(5)の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険^(注2)契約および自動車保険^(注3)契約により支払われるべき保険金^(注4)の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された賠償損害にかかる免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、サイバーセキュリティ特約第5条(損害の範囲および支払保険金)(2)の規定を適用します。

(注1)車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含まません。

(注2)自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注3)自動車保険には、自動車共済を含みます。

(注4)保険金には、共済金を含みます。

第5条(受託物損害についての特則)

(1)当社は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のうち、被保険者が管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「受託物損害」といいます。)については、本条に従い、保険金を支払います。

(2)当社は、受託物損害のうち、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊に起因する損害
- ③ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害

(3)当社は、受託物損害については、第2条(保険金を支払わない場合)④ウの規定を適用しません。

第6条(保険責任のおよぶ地域)

(1)当社は、普通保険約款第11条(保険責任のおよぶ地域)およびサイバーセキュリティ特約第15条(普通保険約款の読み替え)③の規定のほか、被保険者が日本国外においてなされた損害賠償請求による損害に対して、保険金を支払います。

(2)この保険契約においては、サイバーセキュリティ特約「用語の説明」の訴訟対応費用の説明中、「日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に」とあるのは「訴訟が提起された場合に」と読み替えて適用します。

(3)この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合であって、IT業務特約第1条(保険金を支払う場合)の規定により保険金を支払うときは、本条(1)および(2)の規定は適用しません。

第7条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況^(注)を知った場合は、普通保険約款第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)に定める義務のほか、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。これら規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

損害賠償請求がなされた時の義務	義務違反の場合の取扱い
次の事項を遅滞なく当社に通知すること。	
① 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社が、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称	
③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の事項について事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注)損害賠償請求がなされるおそれのある状況には、事故の発生またはそのおそれを含みます。

第8条(保険金の請求)

被保険者がこの補償条項の保険金の請求をする場合は、普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)およびサイバーセキュリティ特約第14条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
② 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
③ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
④ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 ^(注1) および被害が生じた物の写真 ^(注2)

(注1)修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2)写真には、画像データを含みます。

第9条(保険金の支払)

(1)この補償条項においては、普通保険約款第34条(保険金の支払)の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第34条(1)③	損害の額および損害賠償請求と損害との関係	損害の額、事故および損害賠償請求と損害との関係ならびに治療の経過および内容
② 第34条 ^(注1)	第33条(保険金の請求)(3)の規定による手続	第33条(保険金の請求)(3)、サイバーセキュリティ特約第14条(保険金の請求)(2)およびサイバーセキュリティ拡張補償特約第1章第8条(保険金の請求)の規定による手続

(2)普通保険約款第34条(保険金の支払)(2)に掲げる事由のほか、同条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 普通保険約款第34条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
② 普通保険約款第34条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日

(3)本条(2)①および②に掲げる特別な照会を開始した後、本条(2)①および②に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条(2)①および②に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4)本条(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注3)には、それによって確認が遅延した期間については、本条(2)の期間に算入しないものとします。

(5)本条(4)の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1)請求完了日とは、被保険者が普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)、サイバーセキュリティ特約第14条(保険金の請求)および第8条(保険金の請求)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第2章 プロテクト費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害に対して、この補償条項に従い、プロテクト費用保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち①または⑥の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、
- ① 公的機関^(注)に対する文書による届出または報告等
 - ② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
 - ③ 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
 - ④ 公的機関^(注)からの通報
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑦の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、
- ① 公的機関^(注)からの通報
 - ② 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告
- (注) 公的機関には、不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

第2条（損害の範囲）

- (1) 「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち①から⑥までの事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に限り、
- ① 事故対応費用
 - ② 事故原因・被害範囲調査費用
 - ③ 広告宣伝活動費用
 - ④ 法律相談費用
 - ⑤ コンサルティング費用
 - ⑥ 見舞金・見舞品購入費用
 - ⑦ クレジット情報モニタリング費用
 - ⑧ 公的調査対応費用
 - ⑨ コンピュータシステム等復旧費用
 - ⑩ 被害拡大防止費用
 - ⑪ 再発防止費用
- (2) 「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑦の事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者がサイバー攻撃調査費用を負担することによって被る損害に限り、
- (3) 本条(1)および(2)に規定する費用には、次のいずれかに該当するものは含みません。
- ① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
 - ② 金利等資金調達に関する費用
 - ③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
 - ④ 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
 - ⑤ 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
 - ⑥ 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用^(注1)
 - ⑦ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ⑧ サイバー攻撃が金銭等^(注2)の要求を伴う場合において、その金銭等^(注2)
 - ⑨ 被保険者に生じた喪失利益
 - ⑩ 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金
- (注1) 弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。

(注2) 金銭等には、電子マネー、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）、その他これらに類似のものを含みます。

第3条（支払保険金）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うプロテクト費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、別表に記載する金額を限度とします。

$$\text{プロテクト費用保険金の額} = \left[\text{損害の額} - \text{保険証券記載の免責金額} \right] \times \text{別表記載の縮小支払割合}$$

- (2) 本条(1)の算式において、免責金額を適用する場合は、別表記載の縮小支払割合が低い費用に対して優先して適用するものとします。
- (3) 当社がこの補償条項により支払うべきプロテクト費用保険金の総額は、保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。
- (注) 損害の額は、他人から回収した金額がある場合は、回収金のうち第2条（損害の範囲）に規定する費用に相当する額を差し引いた額とします。

第4条（継続契約の支払限度額の取扱い）

- この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるときは、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。
- ① この保険契約の支払条件により算出された支払責任額
 - ② 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを知った時または知ったと合理的に推定される時の保険契約の支払条件により算出された支払責任額

第5条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は、保険期間中に当社に対して第6条（情報セキュリティ事故発生のお知らせ）(1)の通知がなされた場合に限り、プロテクト費用保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた^(注)ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた^(注)ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、情報セキュリティ事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。
- ① 情報セキュリティ事故が発生した日^(注)
 - ② 情報セキュリティ事故の発生を知った日
 - ③ 情報セキュリティ事故の内容
 - ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
 - ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
 - ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報の受領日および内容
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく本条(1)に規定する通知を行わない場合または本条(1)の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 本条(1)の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）(2)に規定する通知がなされたものとみなします。
- (注) 情報セキュリティ事故が発生した日は、複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当社に対するプロテクト費用保険金の請求権は、被保険者が第2条（損害の範囲）に定める費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者がプロテクト費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類
② 費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類

- (3) プロテクト費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この補償条項においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第4条（保険金を支払わない場合—その2）	事由または行為に起因する損害	事由または行為によって生じた情報セキュリティ事故に起因する損害
② 第5条（保険金を支払わない場合—その3）	次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害	次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
③ 第5条①	身体の障害 ^(注1) または精神的苦痛に対する損害賠償請求	身体の障害 ^(注1) 。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。
④ 第5条②	誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀（き）損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求	被保険者による誹謗または中傷による名誉毀（き）損または人格権侵害
⑤ 第5条③	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 ^(注2) に対する損害賠償請求	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 ^(注2) 。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。
⑥ 第5条④	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求	特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害
⑦ 第10条（保険料の払込方法）(2)	保険料領収までの間になされた損害賠償請求	保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑧ 第11条（保険責任のおよぶ地域）	被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害	サイバーセキュリティ拡張補償特約「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合は、被保険者が日本国内において講じた措置による損害
⑨ 第12条（告知義務）(3)③	損害賠償請求がなされる前に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に
⑩ 第12条(5)	損害賠償請求がなされた後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
⑪ 第12条(6)	本条(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求	本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ

⑫ 第13条（通知義務）(4)	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求	変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑬ 第13条(5)	本条(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求	本条(1)の事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ
⑭ 第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)	損害賠償請求がなされた後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
	なされた損害賠償請求による損害	発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故に起因する損害
⑮ 第27条（追加保険料領収までの間に発生した損害賠償請求）(1)および(2)	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求	追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑯ 第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)	損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合	損害賠償請求がなされるおそれのある状況（情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。）を知った場合
⑰ 第33条（保険金の請求）(4)	損害賠償請求の内容	情報セキュリティ事故もしくは措置の内容
⑱ 第34条（保険金の支払）(1)および(2)	損害賠償請求の原因	情報セキュリティ事故の原因
	損害賠償請求がなされた	情報セキュリティ事故が発生した
⑲ 第34条 ^(注1)	損害賠償請求と損害との関係	情報セキュリティ事故と損害との関係
	第33条（保険金の請求）(3)の規定による手続	第33条（保険金の請求）(3)およびサイバーセキュリティ拡張補償特約第2章第7条（保険金の請求）(2)の規定による手続

第3章 基本条項

第1条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します

別表 プロテクト費用保険金の縮小支払割合・支払限度額

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額	
		1事故	保険期間中
① 事故対応費用	100%	保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額	保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額
② 事故原因・被害範囲調査費用			
③ 広告宣伝活動費用			
④ 法律相談費用			
⑤ コンサルティング費用			
⑥ 見舞金・見舞品購入費用			
⑦ クレジット情報モニタリング費用			
⑧ 公的調査対応費用			
⑨ コンピュータシステム等復旧費用	100%	次のいずれか低い額 ア.3,000万円 イ.保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額	次のいずれか低い額 ア.3,000万円 イ.保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額
⑩ 被害拡大防止費用	90%	⑩および⑪の費用の合計で、次のいずれか低い額 ア.3,000万円 イ.保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額	⑩および⑪の費用の合計で、次のいずれか低い額 ア.3,000万円 イ.保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額
⑪ 再発防止費用			
⑫ サイバー攻撃調査費用	80%	次のいずれか低い額 ア.3,000万円 イ.保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額	次のいずれか低い額 ア.3,000万円 イ.保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額

注 この特約において当社が支払うプロテクト費用保険金の総額は、1回の事故につき保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額、保険期間中につき保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額を限度とします。

保険料確定特約(専門事業者用)

第1条 (保険料算出の基礎)

- (1) 当社は、本条(2)に規定する「領収金」または「売上高」に基づき、この保険契約が定められている場合に、この特約の規定を適用します。
- (2) この保険契約において保険料を定めるために用いる「領収金」または「売上高」の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
①領収金	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注) において、保険証券記載の業務または仕事によって被保険者が領収した金額の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。
②売上高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注) において、被保険者が販売または提供する、保険証券記載の商品またはサービスの対価の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

(注) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度とは、その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとします。

第2条 (保険料精算の省略)

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第22条(保険料の精算)(1)および(3)、同第23条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)②ただし書および③ただし書、同第24条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)ならびに同第26条(保険料の返還—解約または解除の場合)(2)の規定を適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

業務限定補償特約

第1条 (サイバーセキュリティ特約の読み替え)

この保険契約については、サイバーセキュリティ特約第1条(保険金を支払う場合)の規定中「記名被保険者が業務を遂行するにあたり」を「記名被保険者がはり、きゅう、あん摩・マッサージもしくは指圧の業務または柔道整復業務(以下「業務」といいます。)を遂行するにあたり」と読み替えて適用します。

第2条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、専門事業者賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

継続契約および初年度契約の定義修正特約

この保険契約においては、「継続契約」および「初年度契約」の用語の説明は次のとおりとします。

用語	説明
継続契約	専門事業者賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約に規定する損害を補償する当社との保険契約の保険期間の終了日 ^(注) を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了日とは、その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。
初年度契約	専門事業者賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約に規定する損害を補償する当社との保険契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。